

生衛いばらき WEB版 第50号

令和7年3月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

知事への表敬訪問を行いました

令和7年1月7日(火)に、各生衛組合の理事長等が茨城県庁を訪れ、大井川知事に新年の挨拶と生衛業界の実情報告等を行いました。

最初に茨城県生活衛生営業指導センター理事長で麺類業生衛組合の阿部理事長から生衛業全体及び麺類業界、組合の現状を知事に説明した後、各組合の理事長からもそれぞれの業界及び組合の現状について説明を行いました。

各理事長からの説明に対し、大井川知事は各理事長に激励の言葉をかけられていました。

その日は知事以外に、保健医療部の砂押理事兼次長兼医療局長と仁藤課長始め生活衛生課職員の皆さんにも挨拶をさせていただきました。



賀詞交歓会及び大臣表彰祝賀会を開催しました

令和7年1月20日（月）、水戸三の丸ホテルにおいて令和7年茨城県生活衛生営業指導センター賀詞交歓会並びに厚生労働大臣表彰祝賀会を、来賓及び各生衛組合関係者等多数ご臨席のもと開催しました。



(左から)阿部理事長 高橋アヤ子様 堀江潔様

主催者を代表して、当生衛センターの阿部理事長からの挨拶の後に今年度厚生労働大臣表彰を受けられた県ホテル旅館組合副理事長の高橋アヤ子様と県クリーニング組合副理事長の堀江潔様を紹介させていただき、受賞者を代表して高橋アヤ子様から謝辞を頂戴しました。

また、来賓の方々を代表して、茨城県知事（丸山慧県保健医療部長代読）と自由民主党茨城県連の海野透会長よりご挨拶をいただきました。

その後、日本政策金融公庫水戸支店の福岡和樹支店長の乾杯の御発声により祝宴に移り、昨年の振り返りや生活衛生業が今年飛躍を遂げるためにはどうあるべきかなど、それぞれの立場で積極的に意見交換をされていました。

新年早々ご多用のところ、ご出席いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。



特相員研修会及び経営セミナーを開催しました

令和7年2月18日（火）、水戸三の丸ホテルにて生活衛生経営特別相談員研修会及び経営セミナーを開催しました。

今回は毎年実施している経営特別相談員を対象とした研修会に生衛業関係者を対象とした経営セミナーも兼ねる形とし、次のテーマで講演を行いました。

○「WEBとリアルを活かした新規客&リピート客づくり」

講師 (株)リフェイス代表取締役 中村佳織 氏

○「防災芸人赤プル流命を守る防災術」

講師 芸人・赤プル 防災士 松丘夕子 氏



中村佳織 講師

最初の「WEBとリアルを活かした新規客&リピート客づくり」で講師の中村氏からは、SNSなど電子媒体を活用した効果的なPRテクニックや、実際に来店されたお客様に対する満足度アップの秘訣など実例を挙げながらわかりやすく解説していただきました。

次に、防災士の資格を持つ茨城県出身芸人の赤プルさんから「防災芸人赤プル流命を守る防災術」というテーマで、災害時におけるBCP（業務継続計画）やマイタイムラインの重要性、その他防災を行ううえで役に立つ情報などを笑いを交えながら説明していただきました。

参加された方々からは、いずれの講演も非常に参考になったという声を多く聞くことができました。



赤プル(松丘夕子)講師

【経営特別相談員】

生活衛生同業組合理事長の推薦により、茨城県知事の委嘱を受け、生活衛生関係営業の融資や経営に関する相談・指導、許可申請や営業届出等の手続きに関する相談・指導を担当し、現在、経営特別相談員は各生衛組合9組合より58名が配置されている。

衛生水準確保・向上事業推進会議を開催しました

2月21日(金)、茨城県三の丸庁舎会議室において茨城県生活衛生同業組合の代表者、仁藤健二茨城県保健医療部生活衛生課長、井川賢一日立保健所監視指導課長、深谷哲博竜ヶ崎保健所監視指導課長、福岡和樹日本政策金融公庫水戸支店長ご出席のもと、「令和6年度第2回衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。

全国生活衛生同業組合中央会では平成26年より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」とし、生衛組合の活動意義及び地域で果たしている役割の再確認、組合活動の基盤強化並びに当該推進月間の周知・広報及び活性化の推進を図る取組を重点的に展開しています。

当生衛センターでも推進月間の共催団体として、生衛組合の活動を支援し、衛生水準の確



保・向上を目的とした事業を推

進しており、今回は第1回会議(令和6年9月開催)で承認された各生衛組合及び当センターの令和6年度行動計画に対する実施報告と評価を行いました。

生衛事業者、各生衛組合、生衛センターだけでなく、行政や融資関係者等関係機関にも協力を仰ぎながら生衛業の衛生水準確保・向上に向け引き続き努力してまいります。

関東甲信越静ブロック経営指導員会議を開催しました

令和7年2月28日（金）、ホテルレイクビュー水戸において第60回関東甲信越静ブロック経営指導員会議を開催しました。

当会議は本県の他、東京都、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、神奈川県の前経営指導員が構成員となり、経営指導員間の情報の交換及び資質の向上を目的に毎年開催されています。

今年の本県が開催県となり、本県を含め1都10県から33名のセンター職員にお集まりいただき、その他、来賓として厚生労働省生活衛生課の山口己智一専門官、茨城県生活衛生課の仁藤健二課長、全国生活衛生営業指導センターの伊東明彦専務等にご出席いただきました。

会議は、厚労省山口専門官から「生活衛生行政の状況と課題」について、全国センター伊東専務及び全国センター職員の方から「全国センターの事業概要」について説明をしていただいた後に、あらかじめ各都県から提出いただいた照会事項・協議事項等について意見交換を行いました。

会議終了後は部屋を移して食事をしながらの情報交換会も行い、引き続き活発な意見交換・情報交換が行われ、今後経営指導員として活動していくうえで大変有意義となる会議となりました。



各生衛組合のPR 掲示板を設置しました

この度、茨城県生活衛生営業指導センター事務所の入り口脇に本県内で組織されている各生活衛生同業組合のPRコーナーを設置しました。



このコーナーは、組合加入の案内やPRポスターなどを掲示して、生衛組合の存在をできるだけ多くの方に知ってもらい、組合の加入促進につなげていこうというものです。

各生衛組合で掲示したいものがあれば、県生活営業指導センターまでお知らせください。

簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



清掃ロボット



券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えでも申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

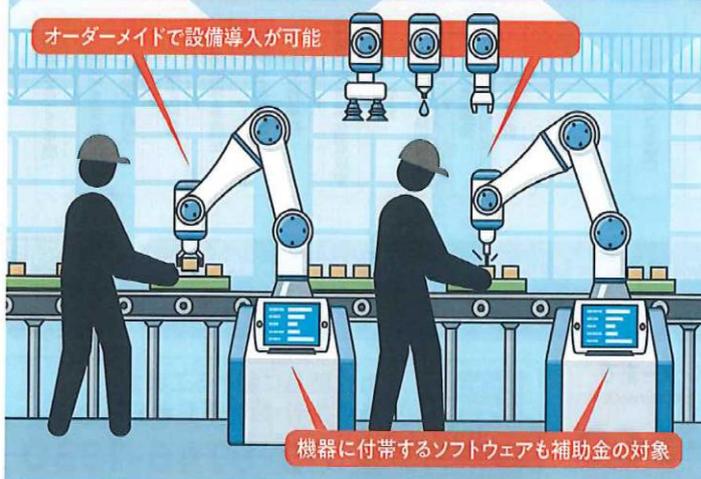
中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率※
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額
最大1億円



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2、もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	1/2 中小企業	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名	2/3 小規模・再生	3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請種の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからの
お問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみならず

カタログ登録サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。



生活衛生組合員の皆さまへ

経営者のみなさんの

悩みの解決 をお手伝いします

無料

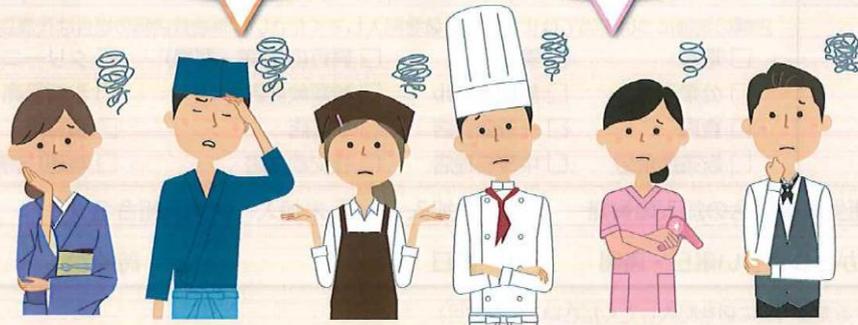
人手不足を
改善したい

仕入が高く
なって利益が出ず
困っている

使える補助金・
助成金はないかな？

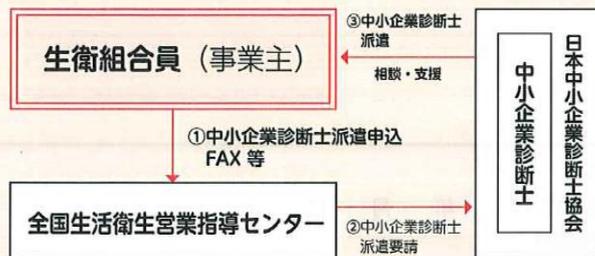
値上げしよう
と思っているが、お客が
離れないか心配

新規事業新規出店の
相談をしたい



**！ 専門家 (中小企業診断士) が
みなさんのお悩み解決をサポートします**

1回の申込につき、5回程度のサポートを無料でいき、最後まで支援をいたします



サポート申込FAX送付期限：令和7年12月末日

※予算上限に達し次第、受付終了となります。お早めにFAXにてお申込みください。

専門家支援を希望される方は、裏面の「専門家 (中小企業診断士) 支援申込書」に必要事項を記入の上、(公財) 全国生活衛生営業指導センターへFAXしてください。

FAX 03-5777-0342

申込後、全国指導センター担当者から、確認のご連絡をいたします。

専門家（中小企業診断士）支援申込書

次のとおり支援受付したので報告します

FAX番号：03-5777-0342

相談者の名前 (代表者・経営者)		(フリガナ：)		電話番号	
店舗・施設名		(フリガナ：)		FAX番号	
住所	<input type="checkbox"/> 自宅	(フリガナ：)			
	<input type="checkbox"/> 店舗等	〒 —			
事業主形態		法人・個人	業歴	年	従業員数 人
業種		店舗の業種について当てはまるものに☑を記入してください。※複数店舗の場合は代表店舗			
		<input type="checkbox"/> 理容	<input type="checkbox"/> 美容	<input type="checkbox"/> 興行(映画館・劇場)	<input type="checkbox"/> クリーニング
		<input type="checkbox"/> 公衆浴場	<input type="checkbox"/> 旅館ホテル	<input type="checkbox"/> 麺類飲食店	<input type="checkbox"/> 冰雪販売
		<input type="checkbox"/> 食肉	<input type="checkbox"/> 一般飲食店	<input type="checkbox"/> すし店	<input type="checkbox"/> 食鳥肉
		<input type="checkbox"/> 喫茶飲食店	<input type="checkbox"/> 中華料理店	<input type="checkbox"/> 社交飲食店	<input type="checkbox"/> 料理(料亭・日本料理)
生活衛生同業組合の加入の有無			<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	⇒加入組合名 ()
連絡がとりやすい曜日・時間		曜日		時間	
支援希望内容	希望する支援内容に☑を記入してください。(複数可)				
	<input type="checkbox"/> 補助金等に関する情報提供、申請サポート 【申請予定の補助金の名称： _____】 <input type="checkbox"/> 財務分析等による経営課題の明確化・対策検討 <input type="checkbox"/> デジタル化に関する相談 <input type="checkbox"/> 経営全般に関する相談 (現在困っていること・相談したいこと・聞いてみたいことを記入してください。)				
その他の事項	<input type="checkbox"/> 受任診断士氏名：				
	<input type="checkbox"/> 支援要請依頼受付日： 年 月 日 【全国指導センター記載欄】 <input type="checkbox"/> 相談者本人意志確認日： 年 月 日 確認担当者：				

相談・指導日の調整

(下欄は、実施決定の際に記入してください。)

第一希望日	月 日 午前・午後	支援実施日 時	月 日 時	実施場所
第二希望日	月 日 午前・午後	担当診断士		

事業承継・引継ぎ支援センターのご案内

事業承継・引継ぎ支援センターは、

事業承継に悩むすべての中小企業を 全力でサポートします！



あらゆる事業承継について、お気軽にご相談ください。

ご相談のご具体例

親族への承継

後継者はいるけど、承継方法がわからない。



事業承継計画策定の支援！

作成した承継計画を通じ承継までのロードマップを見える化！

第三者への引継ぎ

後継者がいない。どうしよう？



後継者探しのお手伝い！

M&Aマッチングのサポート！

後継者人材バンクの活用！

事業承継に関する様々な課題

何から準備したらよいかわからない。

会社同士の合併や他社の買収について教えて欲しい。

従業員に引き継ぐ場合の手続きを教えて欲しい。



専門家による的確なアドバイス！

相談
無料

国が設置した公的機関だから安心！

セカンドオピニオンとしてのご利用も可能ですので、お気軽にお問い合わせください！

当センター関係者は、全員守秘義務を負っておりますので、安心してご相談いただけます。

お問い合わせ先 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 029-284-1601 FAX 029-284-1602



茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ支援 相談申込書

まずは、お電話にてご相談ください。



029-284-1601

茨城県水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル 903

また、下記相談申込みを行い、直接面談することも可能です。

●相談までの流れ●

相談申込書を
支援センター
あてにファックス

支援センター
からのご連絡
(日程調整)

相談の実施

FAX送信先

FAX: 029-284-1602

茨城県事業承継・引継ぎ支援センター 宛て

会社名		代表者名	
担当者(相談者)		業種	
所在地	〒		
①固定電話		②携帯電話	
③メールアドレス			
希望連絡方法	支援センターからのご希望の連絡方法を以下の□にチェック/してください。 <input type="checkbox"/> ①固定電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ②携帯電話へのご連絡 <input type="checkbox"/> ③メールでのご連絡		
主なサービス・ 製品概要			
ご相談内容	具体的な相談内容についてご記入ください。		
※ご相談の内容を○でお囲みください。 (親族内承継・親族外承継・譲渡・譲受・経営者保証・その他全般)			

構成機関経由の場合は構成機関名をご記入ください。

公益財団法人 茨城県生活衛生営業指導センター
TEL 029-225-6603

※ご記入いただいた情報、相談内容は秘密情報として厳重に管理いたします。(秘密厳守)

※ご記入いただいたご連絡先は、ご相談に係る連絡等のほか、当相談窓口からの各種連絡・情報提供に使用される場合があります。



この印刷物は、印刷用の紙へ
11月1日より実施



飲食業界を**活性化**する税制改正

全額経費として計上できる
飲食費が
1人あたり
10,000円に**拡大**されました!



交際費の対象外として経費扱い(損金算入可能)できる飲食費は、これまで1人あたり5,000円以下でしたが、税制改正により2024年4月からは1人あたり10,000円まで損金算入できることになりました。コロナ禍等で打撃を受けている飲食業にとって望ましい改正です!!



原則、交際費は損金不算入(経費として認められない)として扱われますが、特例措置により次のとおり損金算入が認められています

- ・ 期末資本金が1億円以下の法人は、交際費800万円まで、または、交際費のうち飲食費等の50%まで
- ・ 期末資本金が100億円以下の法人は、交際費のうち飲食費等の50%まで

～飲食費10,000円に拡大で～

消費拡大・売上増

お客様**単価のアップ**に期待!

経費の範囲内で抑えたいと、ひとり5,000円までを気にして飲食されていたお客様が10,000円まで経費の範囲内として飲食が可能になります。営業活動に活用してもらいましょう。



10,000円の価格設定に向け
新メニュー・コースを工夫しましょう

接待で利用されるお客様に
改正内容をアピールしましょう



10,000円は「税込」? 「税別」?

1人あたり10,000円の飲食費が「税込」なのか「税別」なのかは、お客様の会社の会計処理が「税込経理方式」か「税抜経理方式」かによって異なります。お客様から相談されたり、ご予約を受ける際に確認しましょう。

インボイスの準備を進めましょう!

お客様や会社が消費税を申告する際、飲食代の領収書が「インボイス」に対応していない場合は、お客様に敬遠されてしまう可能性があります。インボイス登録の準備を進めましょう。

■ 税制やインボイス、各種ご相談は都道府県生活衛生営業指導センターまでお問い合わせください。

〇〇県指導センター



全国生活衛生営業指導センター TEL:03-5777-0341 FAX:03-5777-0342

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日

道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

